

経営努力の認定の考え方 「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」〔総務省行政管理局通知 平成30年3月（令和8年4月一部改定）〕

◆ 年度評価結果等及び年度計画予算において求められる要件

- ① 前事業年度（対象年度）実績の評価の結果（年度評価結果）において以下をクリアしていること。
総合評価B以上 総合評価Bの場合は項目別評価でA以上あり・C以下なし
※ 国立研究開発法人については、研究開発に関する審議会が研究開発業務の特性に起因する結果と認めた場合は、項目別評価のC以下ありも容認。
- ② **法人全体における前事業年度の当期総利益 > 前事業年度計画予算の当期総利益**
※ 区分経理をしている場合は、勘定ごとに申請（当該勘定においても上記の要件を満たしていることを要する）

◆ 自己収入の獲得に係る経営努力の認定の要件

以下の2点を満たしている場合、自己収入から生じた利益の**10割**を**目的積立金**として認める（特許等による知的財産収入に基づく利益は以下の要件にかかわらず**10割**を**目的積立金**として認定）。

- ・ **原則経常収益から生じた利益である**
（臨時利益と整理されたものでも、認めることが適切な場合は個別対応）
- ・ **過去の中期目標等期間の年数における平均実績を上回る**

◆ 運営費交付金で賄う経費の節減に係る経営努力の認定の要件

以下の3点を満たしている場合、節減から生じた利益の**5割**を**目的積立金**として認定

- ・ **業務の一部未実施や中止等による節減でない**
- ・ **管理部門及び業務達成基準を採用している収益化単位業務における節減である**
- ・ **他の収益化単位業務からの運営費交付金の振替により生じた節減でない**

国立研究開発法人については、政策目標の達成度合いに応じて弾力化

- ・ 総合評価A + 1/2未満の項目別評価でA以上をクリア：**7.5割**
- ・ 総合評価S又は総合評価A + 1/2以上の項目別評価でA以上をクリア：**10割**

前中期目標等期間繰越積立金の承認の考え方 「次期中期目標期間への積立金の繰越しについて」〔総務省行政管理局通知 平成26年6月〕

各府省において財務省と協議するものであるが、一般的な考え方を参考に示せば、以下のとおりである。なお、個別の判断に当たっては、法人の業務の特性などを勘案することも必要である。

（原則的な考え方）

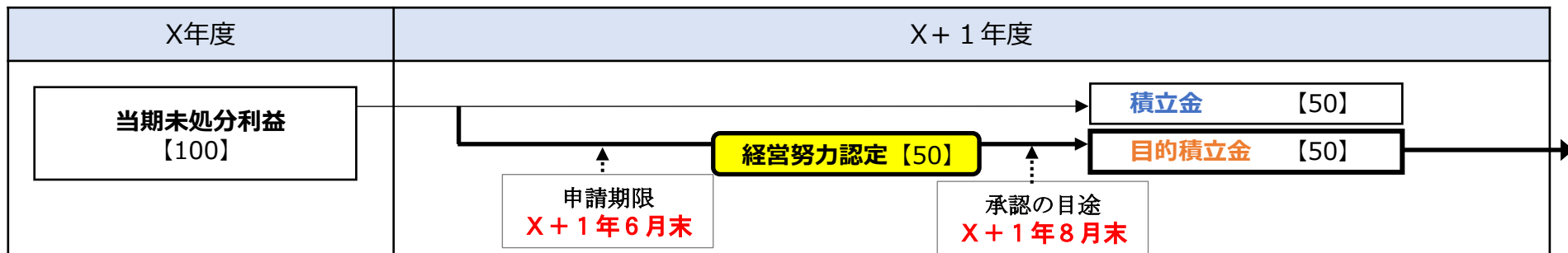
- ① **経営努力が認定された目的積立金**については、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合
- ② 競争的資金制度の円滑な運営のために、**研究資金の繰越し**を行う合理的な理由がある場合
- ③ 自己の責任でない事由により、当中期目標期間中に**使用できなかった合理的な理由**がある場合
- ④ 中期目標期間の**最終年度**に、**目的積立金に係る経営努力が認定される事由に相当する事由**がある場合
- ⑤ **国庫納付する現金がなく**、その点について合理的理由がある場合

上記のような考え方のほか、繰り越すことができる場合の主な例が挙げられており、⑤については、**自己財源で償却資産を取得し期末に残高が計上されている場合や、棚卸資産や前払費用、長期前払費用、前渡金等の経過勘定が計上されている場合**が挙げられている。

独立行政法人の経営努力認定制度（各種積立金の概要、根拠規定）

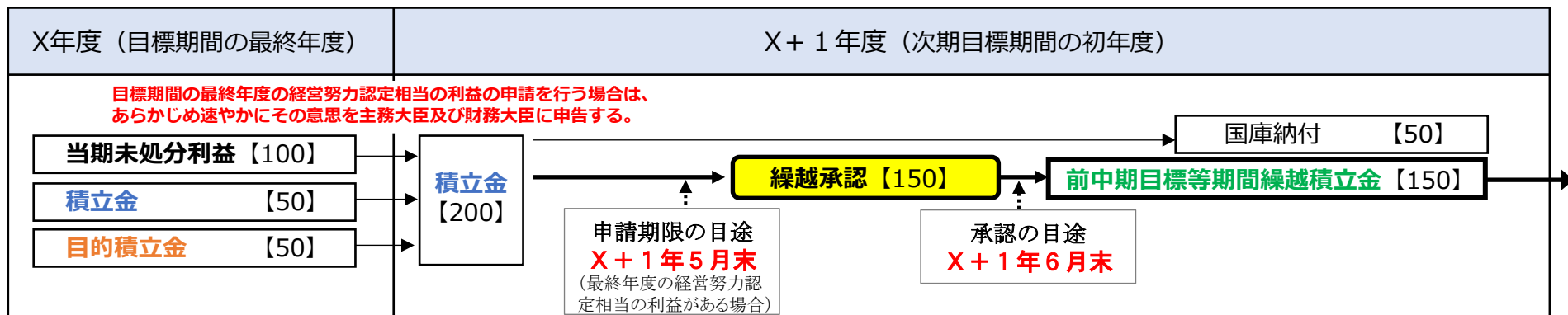
利益処分等の手順	概 要	根拠規定
<p>積立金</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 毎事業年度の利益は、まずは前事業年度からの繰越欠損金の補てんに充て、残余（当期末処分利益）があれば、目的積立金として認定を受けたものを除き、積立金として積み立てる。 • 中期目標等期間の最終年度の積立金の残余については、個別法で定めるところにより繰越の承認を得た金額を除き国庫納付することとなる。 	<p>通則法44条 1 項, 4 項 各法人の個別法 会計基準95,96</p>
<p>目的積立金</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 中期目標管理法人及び国立研究開発法人が対象。 • 毎事業年度の利益を前事業年度からの繰越欠損金の補てんに充てた残余のうち主務大臣の経営努力認定を受けた金額を目的積立金として積み立てて、翌年度以降、中期計画等で予め定めた「剰余金の使途」に用いることができる。 <p>※中期目標等期間の最終年度に生じた経営努力に相当する利益は、目的積立金ではなく下記の前中期目標等期間繰越積立金として繰越承認を得ることにより、次期中期目標等期間に繰り越して使用することができる。</p>	<p>通則法44条 3 項 会計基準95,96,97 総務省行政管理局通知 〔平成30年 3 月〕 (令和 8 年 4 月一部改定)</p>
<p>前中期目標等期間繰越積立金</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 中期目標等期間の最終年度の目的積立金の残余は積立金に振り替える。 • 中期目標等期間の最終年度の積立金の残余のうち主務大臣の承認を受けた金額は、翌中期目標等期間に繰り越し、個別法に定める業務に用いることができる。 	<p>各法人の個別法 会計基準96 総務省行政管理局通知 (平成26年 6 月)</p>

(A) 経営努力認定のスケジュール（目標期間の最終年度を除く）



○ 経営努力認定の申請には、「財務諸表の案」及び「自己評価書」の提出が必要。

(B) 次期中期目標期間への積立金の繰越しのスケジュール（前中期目標等期間繰越積立金）



○ 次期中期目標期間への積立金の繰越しの申請（目標期間の最終年度の経営努力認定相当の利益によるものを含む申請）には、「経営努力認定申請額算定表」及び「見込評価結果（又は自己評価書）」の提出が必要。

（注）目標期間の最終年度に係る経営努力認定の申請は、次期目標期間の初年度に行うこととなる。